

令和8年度 山武市農作業別標準賃金

区 分	標準賃金の額	備 考	
水田作業	9,900円	賃金は1日当たりとする。 (実労働時間8時間)	
準備作業 (トラクター)	水田耕起	7,500円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
	水田代かき	7,900円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
	畦塗り	44円	1m当たりとする。
育苗	990円	1箱当たりとする。種もみ代金を含む。 (硬化まで)	
田植機による植え付け	10,100円	10a当たりとする。苗費は含まない。 (オペレーター付作業賃金)	
収穫作業 (コンバイン)	刈取、脱穀	22,000円	10a当たりとする。乾燥場までの籾運搬費は含まない。 (オペレーター付作業賃金)
	刈取から籾すりまで	50,800円	10a当たりとする。刈取、脱穀の料金に乾燥調製480kg分の料金を加算した額。 (オペレーター付作業賃金)
乾燥調製	3,600円	60kg当たりとし籾すりまでとする。	
【新設】 色彩選別(着色米除去)	500円	30kg当たりとする。	
畑作業一般	10,000円	賃金は1日当たりとする。 (実労働時間8時間)	
畑耕耘(トラクター)	6,700円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)	
草刈り「ハンマーナイフ・モア」 (トラクター利用)	9,100円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金) ※圃場の状況等により、双方の話し合いで加算する。	

※ 内税金額です。

※ この表は、農作業をお願いするときの目安となる標準額を定めています。農地の状況、地域の実情により、依頼者と受託者の双方で十分話し合ってから決めてください。